

サウンディング型市場調査実施要領

湯上市子育て応援課

「サウンディング型市場調査」とは、本市が予定または実施している事業の検討・見直しにあたり、民間事業者から広く意見を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

本市では、少子高齢化が進む中、多様化する教育・保育ニーズに対応するため、安定的に保育サービスを提供できるよう取り組んでおります。

このたび、潟上市立追分保育園について、保育サービスの質的向上を図るため、民営化についての検討を令和6年度から進めることとしました。

この調査は、民間事業者と対話することにより、事業の手法及び運営方針の検討、公募資料に反映すべき事項等の整理を行うために実施するものです。

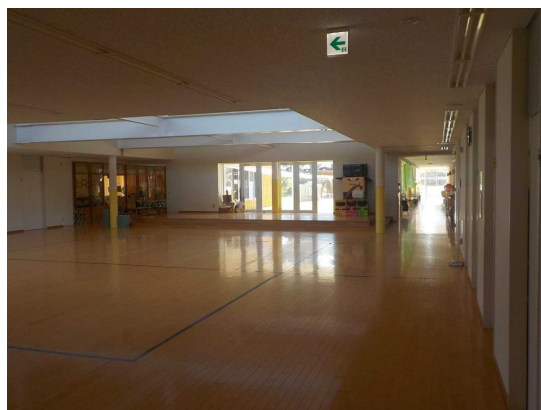
現在、認可保育所または認定こども園を運営している法人であること。

(1) 施設の情報

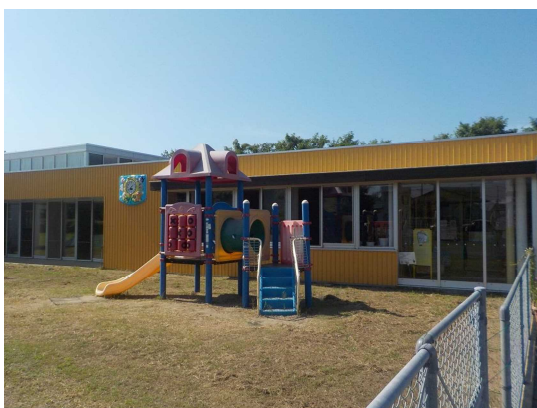
名称	潟上市立追分保育園							
所在地	潟上市天王字追分西 1 2 1 番地							
敷地面積	9,116.7 m ²							
構造、延べ床面積等	鉄骨造 1,673.10 m ²							
建築年	平成 23 年 3 月							
施設定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計	
	10 人	14 人	42 人	44 人	44 人	46 人	200 人	
開所時間	7:30～18:30							
民営化の時期	令和 9 年 4 月予定							



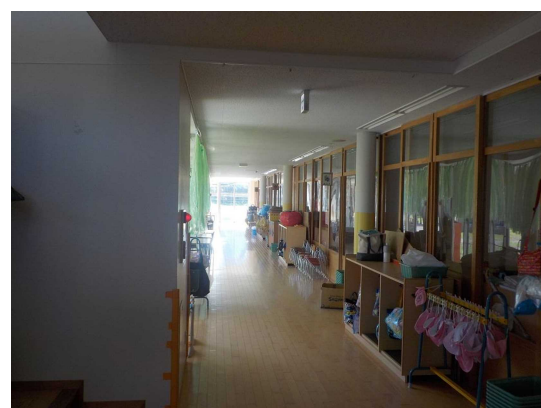
外観



以上児遊戯室



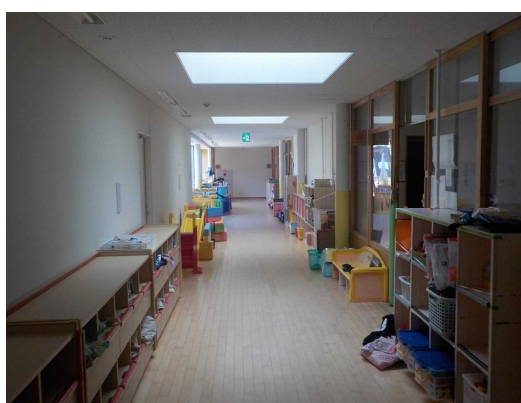
以上児園庭



以上児棟内部

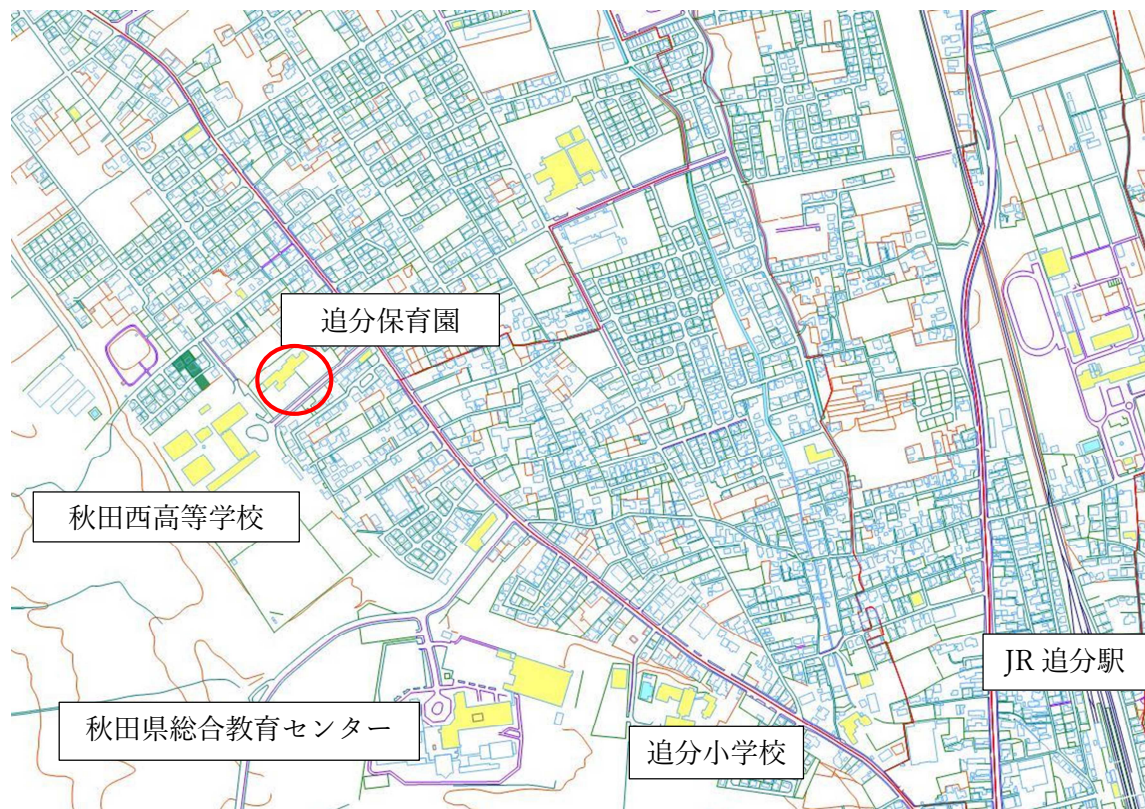


未満児園庭



未満児棟

(2) 周辺の状況



潟上市立追分保育園はＪＲ男鹿線追分駅から約１．８ｋｍにあり、周辺には、秋田西高等学校、秋田県総合教育センター、追分小学校などがあります。

また、追分保育園がある追分地区は潟上市内において人口が増加している地区です。

5 サウンディング事項

主に提案や意見を求めたい事項は次のとおりです。

- (1) 民営化にあたっての条件
- (2) 事業方式
- (3) 保育方針
- (4) 開園に向けたスケジュール
- (5) 民営化するにあたり、市への要望

このほか、今後の運営上の課題や事業者選定に関連する事項等、市に配慮してほしいことがあれば併せてお知らせください。

提案書等の資料は個別対話時に５部作成し、提出してください。

6 実施スケジュール

内 容	日 程	手続き方法
実施要領の公表	令和6年9月17日	潟上市公式ホームページに掲載します。
個別対話参加 申込受付期間	令和6年9月17日から 9月30日正午まで	様式1「参加申込書」をメール またはファックスにより提出し てください。
現地見学	希望により実施	別途お知らせします。
事前質問受付期間	令和6年9月17日から 9月30日正午まで	様式2「事前質問票」をメール またはファックスにより提出し てください。
個別対話期間	令和6年10月7日から 10月25日まで ※土日・祝日を除く	潟上市役所内において、30分 から1時間程度の個別対話による 調査を行います。 参加人数は3名までとします。
調査結果概要の公表	令和7年1月	潟上市ホームページで公表しま す。

7 調査に関する留意事項

(1) 参加の取扱いについて

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募の採点評価に影響
を与えるものではありません。

(2) 費用負担について

本調査協力に関する書類作成・提出等に係る全ての費用は、参加者の負担
とします。

(3) 提出書類の取扱いについて

提出書類の著作権は参加者に帰属します。提出書類は返却しませんが、結
果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で使用することはありません。

(4) 本市からの提供資料の取扱いについて

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(5) 追加対話への協力について

本調査後、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施させていただく
ことがあります。

(6) 調査結果概要の公表

個別対話の結果の概要は、事前に参加者に内容の確認を行った上で、事業
者名を伏せて本市ホームページで公表します。

(7) 参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続中の者でないこと。
- ③ 潟上市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成 17 年訓令第 26 号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。
- ⑥ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、または現に禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

8 申込み・問合せ先

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 226-1

潟上市子育て応援課 施設運営支援班

電 話 018-853-5362 F A X 018-853-5277

メール kosodate-fos@city.katagami.lg.jp